

死亡した後の手続きについて

亡くなられた方が恩納村に住民登録している場合、下記のいずれかに該当するときは、お手続きが必要となります。くわしいことは各担当窓口へお問い合わせください。
(他市町村に住民登録している方は、その市町村へお問い合わせください)

このような方	お 手 続 き	お問合せ窓口	場所
<input type="checkbox"/> ナビカード(印鑑登録証)をお持ちの方	破棄してください。 ※死亡日をもって無効となります	村民課 戸籍係 098-966-1205	1階 ①番
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードをお持ちの方	今後の手続きの際にマイナンバーが必要な場合がありますので、お手続き後、破棄してください。		
<input type="checkbox"/> 国民年金の受給者	死亡報告手続きと未支給請求手続きが必要な場合があります。受給者のマイナンバー又は年金番号がわかるもの等を持参のうえ、ご相談ください。	村民課 年金係 098-966-1205	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険の加入者・後期高齢者医療保険の加入者(75歳以上)	葬祭費の申請および資格喪失の手続きがあります。被保険者証、喪主の預金通帳、印鑑等を持参のうえ、ご相談ください。	健康保険課 098-966-1217	
<input type="checkbox"/> 介護保険の受給者	資格喪失の手続きがありますので、介護被保険者証を持参のうえ、ご相談ください。	福祉課 高齢者福祉係 098-966-1207	
<input type="checkbox"/> 児童手当の受給者、児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者	受給者の変更手続きが必要です。死亡日の翌日から15日以内にお手続きください。	福祉課 地域福祉係 098-966-1207	1階 ③番
<input type="checkbox"/> 障がい児福祉手当・特別障がい手当の受給者	受給者の変更手続きが必要です。ご相談ください。		
<input type="checkbox"/> 障がい手帳をお持ちの方	手帳の返還手続きが必要です。ご相談ください。		
<input type="checkbox"/> 生活保護の受給者	担当ケースワーカーにご連絡ください。	中部福祉事務所 098-938-9709	
<input type="checkbox"/> 固定資産税・村県民税・軽自動車税等の納税義務者	名義人の変更手続きなどが必要な場合があります。ご相談ください。	税務課 098-966-1206	1階 ②番
<input type="checkbox"/> 水道料金の使用者	名義人の変更手続きなどが必要な場合があります。ご相談ください。	上下水道課 098-966-1198	1階 ⑧番
<input type="checkbox"/> 村営住宅入居者	名義人の変更手続きなどが必要な場合があります。ご相談ください。	建設課 098-966-1203	2階
<input type="checkbox"/> 農地所有者、農業者年金受給者及び被保険者	届出が必要な場合がありますのでご相談ください。	農業委員会 098-966-1204	2階

相続に関する登記の手続き

不動産の所有者が死亡し、その不動産の名義を変えるためには、相続登記の手続きが必要となります。相続登記については下記へご相談ください。

沖縄県司法書士会 098-867-3526	那覇地方法務局 名護支局 0980-52-2729	沖縄県土地家屋調査士会 098-834-7599
--------------------------	------------------------------	-----------------------------